

様式第1号（第3条関係）

（表）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所
氏名
電話番号

浄化槽清掃業許可申請書

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）			
住 所	電話番号		
清掃業を行おうとする区域			
浄化槽汚泥の運搬及び処理の方法（委託を行う場合はその事業者名）			
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び職名			
氏 名	職 名	氏 名	職 名

(裏)

事業の用に供する施設の概要

--	--

営業所名及び所在地

営 業 所	所 在 地

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

印

誓 約 書

浄化槽清掃業許可申請者は、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

備考 「浄化槽清掃業許可申請者」とあるのは申請者が法人の場合は「浄化槽清掃業許可申請者及びその役員」と、申請者が未成年者の場合は「浄化槽清掃業許可申請者及びその法定代理人」と、申請者が法人の場合でその役員の中に未成年者がいる場合は「浄化槽清掃業許可申請者並びにその役員及び法定代理人」と記載すること。

様式第3号（第3条関係）

略歴書

区 分	1 本人	2 法人の役員	3 法定代理人
住 所			電話番号
氏 名			生年月日 年 月 日生
職 名			最終学歴
代理に係る未成年者の氏名			
職 歴	期 間	職 歴	
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印			

- 備考 1 申請者本人（法人にあっては、その役員）、その法定代理人ごとに記載すること。
- 2 区分欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 代理人に係る未成年者の氏名欄は、法定代理人の場合に、記載するものであること。
- 4 賞罰欄には、浄化槽法又は浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年岩手県条例第30号）に基づく行政処分についても記載すること。

浄化槽清掃業許可証

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業の許可申請については、浄化槽法第35条第1項の規定により許可します。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者

印

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可の期限 年 月 日まで
- 3 許可の条件

浄化槽清掃業不許可通知書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった浄化槽清掃業の許可申請については、下記の理由によりこれを不許可としたので通知します。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者

印

1 不許可の処分をした理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に一関地区広域行政組合を被告として提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

電話番号

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

浄化槽の許可証を（紛失、き損）したので浄化槽法施行細則第5条の規定により、下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

- | | | | | | | |
|---|-----------|---|---|---|-----|---|
| 1 | 許可年月日及び番号 | 年 | 月 | 日 | 指令第 | 号 |
| 2 | 亡失、き損年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 3 | 亡失、き損理由 | | | | | |

注 許可証のき損である場合には、き損した許可証を添付すること。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

電話番号

浄化槽清掃業許可申請事項変更届

年 月 日付け指令第 号で許可を受けた浄化槽清掃業について、次のとおり記載事項を変更したので、浄化槽法第37条の規定により届け出ます。

1 変更の内容

(1) 変更事項

(2) 変更後

(3) 変更前

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

電話番号

浄化槽清掃業廃業等届

年 月 日付け指令第 号で許可を受けた浄化槽清掃業については、浄化槽法第38条第 号に該当することとなったので次のとおり届け出ます。

- 1 廃業等をした浄化槽清掃業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- 2 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

備考 この届出をしなければならない者は、次の(1)から(5)までに該当するものである。
(浄化槽法第38条)

- (1) 浄化槽清掃業者（個人）が死亡した場合、その相続人
- (2) 浄化槽清掃業者（法人）が合併により消滅した場合、その役員であった者
- (3) 浄化槽清掃業者（法人）が破産により解散した場合、その破産管財人
- (4) 浄化槽清掃業者（法人）が合併又は破産以外の事由により解散した場合、その清算人
- (5) 浄化槽清掃業を廃止した場合、浄化槽清掃業者であった個人又は浄化槽清掃業者であった法人の役員

様式第9号（第8条関係）

浄化槽清掃票			
浄化槽管理者の氏名 又 は 名 称			
浄化槽管理者の住所			
浄化槽の設置場所			
浄化槽保守点検業者 の有無及び氏名		有・無	
単 独 ・ 合 併 の 別		単独（全ばっ気方式・分離ばっ気方式・その他）・ 合併（ 人槽）	
清掃年月日	特記事項	清掃年月日	特記事項

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

印

電話番号

浄化槽清掃実績報告書

浄化槽の清掃の実績を浄化槽法施行細則第9条の規定により、次のとおり報告します。

取扱年月 年 月分		区分	基数（基）	のべ人槽（人）
一関市	一関地域 花泉地域	単独浄化槽		
		合併浄化槽		
		合 計		
	大東地域 千厩地域 東山地域 室根地域 川崎地域 藤沢地域	単独浄化槽		
		合併浄化槽		
		合 計		
平泉町	単独浄化槽			
	合併浄化槽			
	合 計			

備考 この報告書は、翌月の10日までに提出すること。

